

た復興屋台で働くアルバイトのお姉さんにアスベストの話をして、ピンときていない様子でした。

熊本市内に戻り、18時すぎ、熊本城近くの会場でシンポジウムがはじまりました。そのなかで、阪神淡路大震災での経験を熊本のみなさんにお話させていただきました。

まず、明石市職員労働組合の大岡さんと吉田さんから、阪神淡路大震災の際に瓦礫やごみの収集・運搬業務に従事してアスベストに曝露した労働実態と、中皮腫を発症した同僚の公務災害認定闘争の取り組みが報告されました。

患者と家族の会世話人の山口さんからは、闘病を頑張られたお父さまのことと労災認定に時間がかかり過ぎるとの問題提起がされました。

私は、父の発病と震災の関連性について報告しました。

宝塚市在住の延原さんからは、40日間アルバイトで瓦礫撤去作業をし、中皮腫になられたご主人の悔しい気持ちが代弁されました。そして、「家庭で、子どもたちも交えて、アスベストの怖さについてぜひ話し合ってほしい」と訴えられました。会場に来られたご遺族の方々との新しい出会いもありました。

次の日、自宅に戻りテレビをつけると「熊本地震から1年が過ぎ、今日でボランティア解散」というニュースが流れてきました。「50～60回は来ました」「困っている人たちの役に立ちたくて…」とたくさんの方が最後の瓦礫撤去を

されていました。しかし、ほとんどの方がマスクを付けていませんでした。心優しい方たちの健康がどうか守られますように、と祈らずにはられませんでした。

これからも震災とアスベスト被害について、みんなで声を上げ続けていきたいと思います。

(患者と家族の会ひょうご支部
世話人 中田有子)

誤認定を労基署が謝罪

石川●広範囲プラーク伴う石綿肺がん

東初美さんの母・サチ子さん(1937年4月16日生)は、1970年4月から1997年4月まで石川県珠洲市にあったキョウワ(株)の能登第一工場で、アスベストが付着していた建設用安全ネットの仕立て、補修、整備の作業に従事していた。

作業の流れは、運び込まれたネットについている「ほこり」や「番線」等を取り除き、水で洗浄した後、乾かし、工場内で補修するというもので、汚れの少ない物は、洗浄せずに工場内で補修作業を行った。工場内は粉じんが舞っており、作業終了後には作業着等が汚れ、作業中のマスクの着用はなかった。

サチ子さんは、2012年6月18日に肺がんを発症した。初美さんは、石綿曝露が原因だと考え、2014年に富山市で初めて行われたアスベスト相談会で、サチ子さんの石綿肺がんの労災について相談し、関西労働者安全センターの支援を受け、穴水労働基準監督署に労災請求を行った。

当初、労基署の調査で、サチ

子さんの事案は、石綿曝露によるのみ肺に発生する胸膜プラークについては、胸部エックス線写真により明らかな陰影が認められ、かつ、胸部CT画像によっても広範囲に確認できるとされたが、石綿曝露作業への従事期間1年についての判断が労基署でできなかったため、厚生労働本省での協議が必要だった。

しかし、労基署は本省協議に送ることなく、「石綿曝露作業を裏付ける客観的根拠が認められない」として、2015年6月8日に不支給処分とした。

初美さんと患者と家族の会は、厚生労働省に対して抗議するとともに、国会議員を通じて本省協議の実施を要求し、2015年8月31日に本省協議に伴う追加調査指示が労基署にされ、2016年2月26日の本省協議の結果、3月10日にサチ子さんの肺がんを労災と認める、「石綿が付着していた可能性が認められるネットの補修の業務に1年以上従事していたことと、広範囲の胸膜プラークが画像上確認できる」との回答が行わ

れ、3月14日に労災認定された。

石綿肺がんの労災認定基準では、胸部エックス線写真により明らかな胸膜プラークの陰影が認められ、かつ、胸部CT画像によっても当該陰影が胸膜プラークと確認できる所見と、左右いずれか一側の胸部CT画像上、胸膜プラークがもっとも広範囲に抽出されたスライスで、その広がりが胸壁内側の1/4以上の所見が見られるにもかかわらず、石綿曝露作業への従事期間が1年に満たないものについては本省協議することが定められているが、この事案では、最初の調査で労基署や労働局がこれを無視したことが問題だった。

この事案について、富山アスベスト相談会に先立って今年5月23日に記者会見で発表したところ、

毎日新聞と中日新聞が大きく報道した。初美さんは、穴水労基署に謝罪を求め、7月3日に行われた初美さんと石川労働局、穴水労基署との話し合いの席で、労基署は至急まで長時間かかり申し訳なかったと謝罪した。

初美さんは、「話し合いで労基署の労災課長が本省協議をしなければならぬ事案と考えていたにもかかわらず、上（労働局）でつぶされたことがわかりました。行政の闇のようなものを感じます。今回は行政不服審査等をして事案を明るみに出すことができましたが、泣いている人も多いのではと思います。今回の活動によって、こういうことを是正させることができればよいと思います」と話した。



（名古屋労災職業病研究会）

は、Iさんの希望する再手術の検討を約束してくれたが、休業が長引くことを嫌がった会社は、主治医に対して「治療を打ち切りしろ」と迫った。これを機に主治医は再手術に否定的になったため、治療はストップ状態となり、会社も「もう労災は終わりだから仕事に出ろ」と言うばかりで、その後の休業補償の手続きをしてくれなくなった。

困ったIさんは労働組合に加入し、ヘビの鎌首のように、ほぼ直角に変形したままの指先の治療をなんとか再開したいとセンターに相談した。

Iさんと一緒に病院を訪れると、以前の主治医は退職しており、新しい医師に出迎えられた。「（前医からは）治療は終わったと聞いているが…」と困惑の様子だったが、Iさんは変形した指先が物に触れるごとにひどく痛むため、仕事はもちろん、日常生活もままならないと必死に訴えた。その後、再手術ができることになったが、術前検査でIさんに糖尿の傾向があるため、指先の抹消血流がよくないこともわかった。その影響か、2回目の手術も結果も残念ながら思わしくなく、最終的に指先の形成を断念し、中指先の切断手術を受けた。そして今年2月、川口労働基準監督署から後遺障害12級と認定された。

後遺障害認定を受けたIさんにはまだ会社との間に積み残した問題があります。会社は「災害の原因及び発生状況」について、「ミキサーの掃除をしている

機械巻き込まれ指切断障害12級

埼玉●鋳物工場バングラディッシュ技能実習生

2014年、技能実習生としてバングラディッシュから来日したIさんは、埼玉県川口市内の鋳物工場で働きはじめた。2015年1月のある日、鋳物材料の砂を混ぜるミキサー機ちかくで作業していたIさんは、砂の充填音が消えるとともに機械が止まったのに気づいた。「機械の中で砂が詰まったのだらう」と思い、機械のメインスイッチを切った後、機械の足台に昇って蓋をあけ、中の掃除をはじ

めたものの、5分ほどしたときにスイッチを切ったはずの機械が突然に動き出し、左手の中指、薬指があつという間に巻き込まれ、潰されてしまった。

労災で治療をすることになったIさんは、指先を真っ直ぐ伸ばせなくなってしまった中指の腱の縫合手術を受けた。しかし、術後も強い痛みがひどくリハビリも思うように進まないまま、指先は、また曲がりをはじめてしまった。主治医